

財産の処分について

次のとおり財産を処分するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年霧島市条例第68号）第3条の規定のより、議会の議決を求める。

平成27年9月1日 提出
霧島市長 前田 終 止

記

- 1 不動産（雑種地）を売却する目的
本市における工業の振興及び雇用の増大を図るため造成した小田工業団地を、日本郵便輸送株式会社に売却するものである。
- 2 売却する不動産（雑種地）の所在、地目及び面積
所在 霧島市隼人町小田字高尾野 1564 番 3 外 1 筆
地目 雑種地
面積 7,271.86 平方メートル
- 3 売却額 金 71,596,140 円
- 4 売却方法 随意契約
- 5 売却の相手方 住 所 東京都港区西新橋一丁目16番2号
氏 名 日本郵便輸送株式会社 代表取締役社長 本庄 吉幸

（提案理由）

本市における工業の振興及び雇用の増大を図るため、工業団地として造成した小田工業団地を売却するものである。

（参照）土地の所在地、面積等は別紙のとおり。

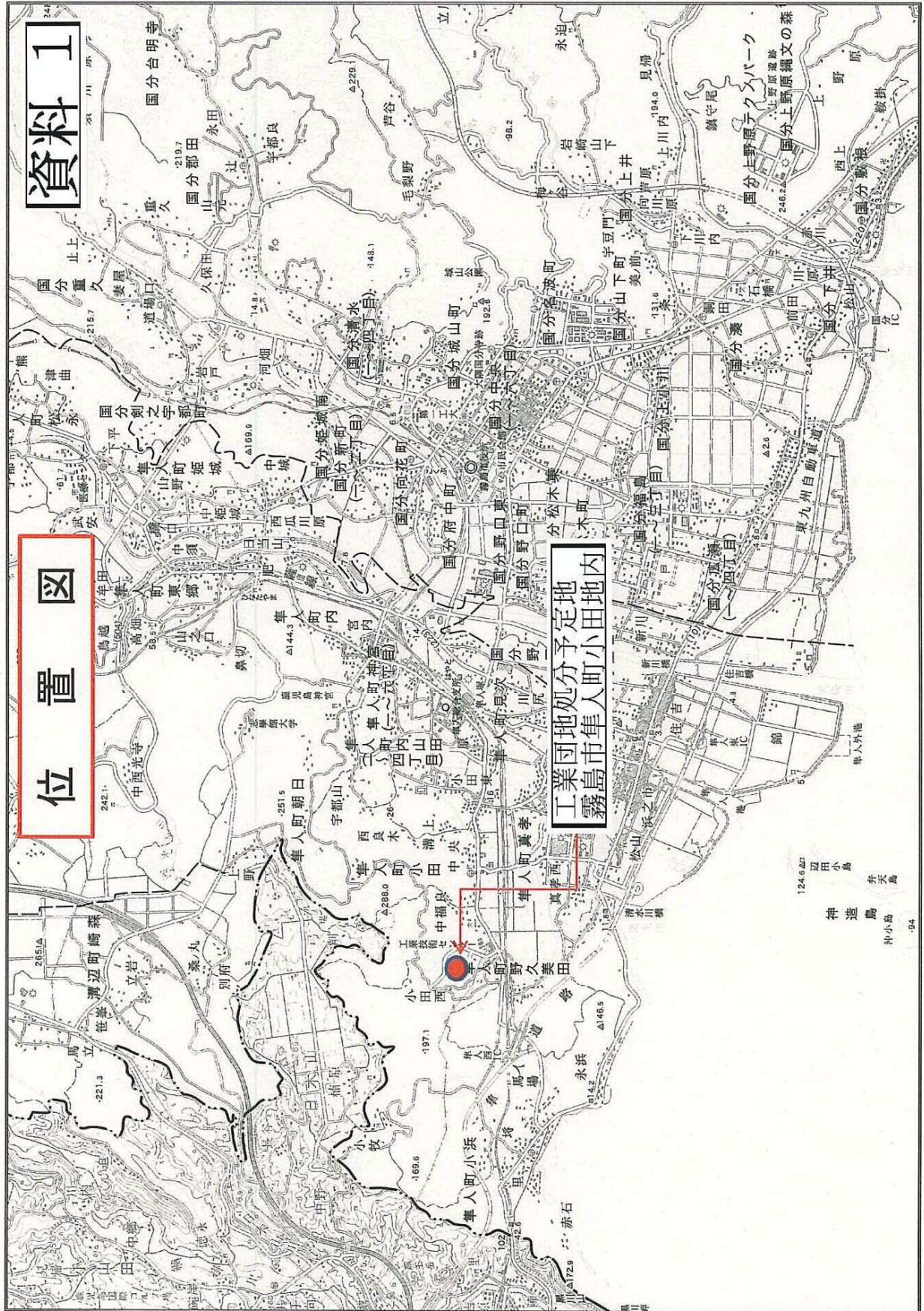
(別紙)

番号	大字	字	地番	地目	公簿面積 (㎡)	実測面積 (売却面積) (㎡)
1	隼人町小田	高尾野	1564番3	雑種地	118	7,271.86 (内訳)
2	〃	米ヶ迫	2158番10	雑種地	7,153	宅地整備面 5,580.00 進入路 670.56 法面緑地 1,021.30
合計			2筆		7,271	7,271.86

※ 売却する土地の地目はすべて雑種地ですが、実測面積（売却面積）については、造成用途別（宅地整備面、進入路、法面緑地）に実測しています。

資料 1

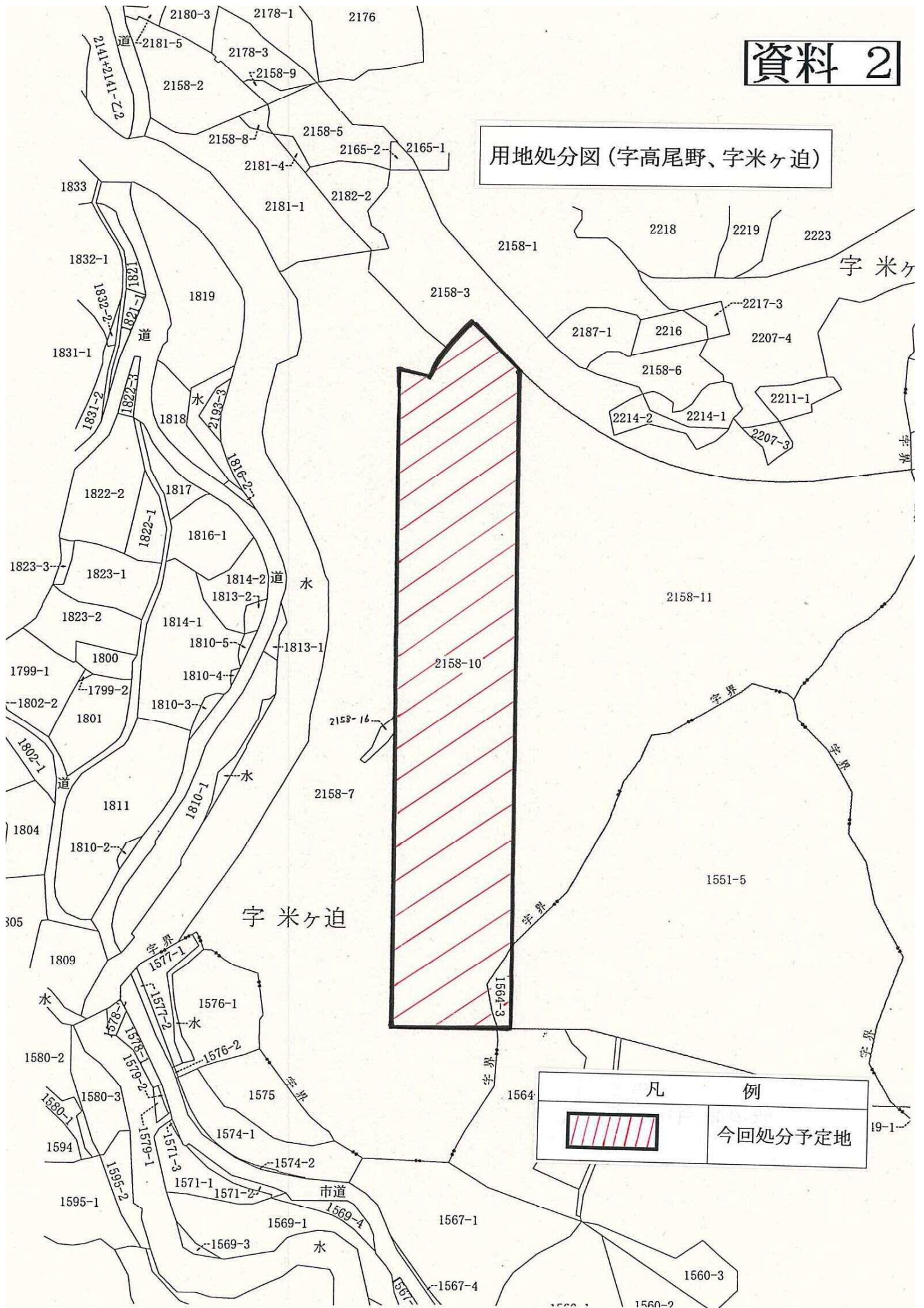
位置 図



霧島市小田町野久美田工業団地予定地
霧島市小田町野久美田工業団地

資料 2

用地処分図 (字高尾野、字米ヶ迫)



凡 例	
	今回処分子定地